

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 <u>100分の180</u></p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の85</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 <u>100分の185</u></p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の90</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。</u></p>